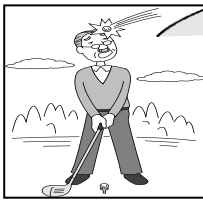


団体ゴルファー保険のご案内

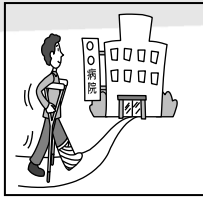
団体割引
25%



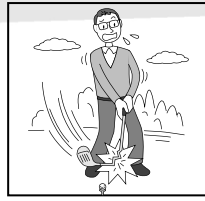
こんな時、保険金をお支払いします



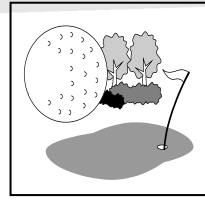
ゴルフ中の賠償事故



ゴルフ中にケガ



ゴルフクラブの破損



ホールインワン・アルバイト費用

- ◆第三者に対する賠償責任は、ゴルフの練習・競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、被保険者(保険の対象となる方)が誤って他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、相手に支払わなくてはならない法律上の損害賠償金や万一訴訟になった場合の費用をお支払いします。
 - ◆ゴルファー自身の傷害については、ゴルフ場や練習場内でのゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
 - ◆ゴルフ用品の損害については、ゴルフ場や練習場内において、ゴルフ用品に生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。
 - ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。)、②ゴルフクラブの破損・曲損
 (注)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損は、保険金お支払いの対象となりません。
 - ◆日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する贈呈用記念品購入費用等の費用を、保険金額を限度にお支払いします。なお、ゴルフプレーとは、日本国内において、同伴競技者1名以上と基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払対象となりません。
- 詳しい内容はパンフレットに記載されていますので、ご確認ください。

(保険期間1年、団体割引25%)

補償内容/加入コース		A	B	C
ゴルフ中の賠償責任		5,000万円	4,000万円	3,000万円
ゴルファー自身の傷害	死亡(※)	250万円	200万円	150万円
	後遺障害	上記金額の100%~4%	上記金額の100%~4%	上記金額の100%~4%
	入院	3,750円	3,000円	2,250円
	通院	2,500円	2,000円	1,500円
ゴルフ用品の損害		50万円	30万円	15万円
ホールインワン・アルバトロス		100万円	50万円	30万円
年間保険料		13,600円	7,330円	4,270円

(※)身体傷害の保険金額をいいます。

【加入対象者】一般社団法人広島県医師会 会員の皆さま

* 配偶者、お子さま、両親、兄弟姉妹、同居の親族の方も被保険者としてご加入いただけます。

【保険契約者】一般社団法人広島県医師会

※中途加入の方はお申込日から平成30年7月1日午後4時までとなります。保険料につきましては中途加入の保険始期前までに集金させていただきます。

【保険期間】平成29年7月1日午後4時から1年間

【取扱代理店】広島県医師会協同組合指定代理店 広医株式会社 担当:土田・山中・大知・世良

〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-3 県医師会館5階

TEL:082-568-6330 FAX:082-262-1688 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

【引受保険会社】損害保険ジャパン日本興亜株式会社 広島支店 法人第一支社 担当:御手洗・岡

〒730-8712 広島市中区紙屋町1-2-22

TEL:082-243-6201 FAX:082-542-5597 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

★ご契約の内容は、普通保険約款・特約条項によって定まります。このちらしは、団体ゴルファー保険の概要を説明したものです。

詳しい内容につきましては『パンフレット』『重要事項等説明書』などをご覧ください。なお、ご不明な点につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。